

令和元年 8 月 和水町農業委員会 総会 会議録

- 1 開催日時 令和元年 8 月 9 日（金） 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 5 5 分
- 2 開催場所 和水町役場 本庁 3 階 大会議室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。（8 名）

|      |     |       |     |       |             |
|------|-----|-------|-----|-------|-------------|
| 会 長  | 1 番 | 荒木 政士 |     |       |             |
| 会長代理 | 2 番 | 甲斐 正晴 |     |       |             |
| 委 員  | 4 番 | 本山 圭司 | 5 番 | 有働 憲一 | 6 番 石原 由紀   |
|      | 7 番 | 内田 耕臣 | 8 番 | 金栗 孝義 | 10 番 亀崎 世志矢 |
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。（3 名）

|     |       |     |       |      |        |
|-----|-------|-----|-------|------|--------|
| 3 番 | 平山 正光 | 9 番 | 池田 好博 | 11 番 | 上妻 美津子 |
|-----|-------|-----|-------|------|--------|
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（15 名）

|        |       |       |      |  |
|--------|-------|-------|------|--|
| 菊水中央区域 | 猪口 琢真 | 石原 武則 |      |  |
| 菊水南区域  | 上田 憲一 | 前淵慎一郎 |      |  |
| 菊水東区域  | 川原 京一 | 庄山 慶司 |      |  |
| 菊水西区域  | 坂本 正則 |       |      |  |
| 緑区域    | 竹下 周三 | 上妻 芳樹 | 牛島 繁 |  |
| 神尾区域   | 渡辺 秀敏 | 古閑原秀春 | 中畑 昇 |  |
| 春富区域   | 三串 直人 | 柿原 学  |      |  |
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（2 名）

|       |       |
|-------|-------|
| 福永 泰信 | 渡辺 陽三 |
|-------|-------|
- 7 日 程
  - 1 開 会
  - 2 会議成立宣言
  - 3 会長挨拶
  - 4 議事録署名委員の指名
  - 5 議 事

|         |                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について                              |
| 議案第 2 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について                              |
| 議案第 3 号 | 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について                            |
| 議案第 4 号 | 人・農地プランの実質化に向けた取組み強化に係る<br>リーダー・サブリーダーの選出について（追加議案） |
  - 6 報 告
  - 7 そ の 他
  - 8 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（3 名）

|      |             |
|------|-------------|
| 事務局長 | 松尾 修（兼庶務係長） |
| 参 事  | 西川 佳孝       |
| 参 事  | 庄山 桂太郎      |
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（0 名）

## 8. 会議の概要

事務局 松尾

### 1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。まずは、元気な挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。  
「こんにちは。」ご着席ください。  
それでは、ただ今から、令和元年8月 和水町農業委員会総会を開会します。

——— 資料の確認 ———

総会資料の表紙を、お開きください。  
総会次第に沿って、進めさせていただきます。

事務局 松尾

### 2 会議成立宣言

和水町農業委員会会議規則第6条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」と謳っております。  
本日は、11名中8名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。

### 3 会長挨拶

荒木会長、挨拶をお願いします。

会長 荒木

みなさん、改めまして「こんにちは。」

——— 会長挨拶 ———

それでは、挨拶とさせていただきます。

事務局 松尾

荒木会長、どうもありがとうございました。  
それでは、議事に移らせていただきます。  
和水町農業委員会会議規則第4条の規定により、  
「会長は会議の議長となり、議事を整理する。」と謳っておりますので、会長には、議事の進行をお願いします。

議長 荒木

### 4 議事録署名人の指名

それでは、議事の進行をさせていただきます。  
まず、「議事録署名委員の指名」を行います。  
和水町 農業委員会 会議規則 第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

それでは、本日の議事録署名委員は、  
2番 甲斐 会長代理 と 4番 本山委員 に、お願いします。

議長 荒木

### 5 議事

それでは、議事に入ります。  
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。  
この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。  
農地法第3条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に記載された内容及び現地確認等により、適合するか否か検討することとなっています。

適合するか否かの検討結果については、最後に説明させていただきます。

——— 事務局が、申請番号 33 について説明 ———  
申請番号 33 売買

県道和仁菊水線の野田区の弥生橋から、町道馬立線を西へ100m程行った町道沿いにあります。現地は、保全管理してありました。

案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容、及び、現地確認等により、適合するか否か検討した結果を説明します。

一つ目が、「全部効率利用要件」です。  
申請書に基づき、農業用機械、労働力、技術等から判断し、取得後において、耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを、効率的に利用して耕作等の事業を行うものと見込まれます。

次に、「農作業常時従事要件」です。  
申請書に記載された耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断して、基幹的な農作業に、常時従事するものと見込まれます。

次に、「下限面積要件」です。  
農業委員会が定める30aを上回っています。

最後に、「地域との調和要件」です。  
取得後においても、耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など、地域との調和に支障が生じることはないと思われます。

事務局 松尾

補足説明をします。  
譲渡人は、平成22年に逝去されています。相続人がいらっしゃらないということで、司法書士が相続財産管理人として申請をされています。そして、譲受人が経営規模拡大ということで、売買の申請をされています。  
以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。  
議案第1号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

6番 石原

この案件は、相続財産管理人が売りたいとの希望だったのですか。それとも、譲受人が買いたいとの希望だったのですか。

事務局 松尾

両方の希望ということで、伺っています。譲受人が、現在の耕作者です。

6番 石原

売買金は、どうされるのですか？

事務局 松尾

「(亡)譲渡人 相続財産管理人 担当司法書士」の名義の通帳へ、入金されるはずです。

議長 荒木

相続財産管理人というのは、相続人がいない場合には、自動的に委任されるのですか？

事務局 松尾

事務局では、現在、そこまで把握していませんので、相続財産管理人制度について調べてから、来月の総会で説明させていただきます。

議長 荒木

他に質問等はありませんか。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

無いようですので、採決をします。  
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。  
議案第1号については、原案のとおり決定しました。  
次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。

—— 事務局が、申請番号 14・15 について説明 ——  
申請番号14・15 太陽光発電設備

申請添付書類については、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

事務局 西川

譲受人は、京都市に本社があり、太陽光エネルギー機器や蓄電池・家庭用電気機器の製造、販売等を行っている株式会社で、今回、太陽光発電設備として転用されます。

太陽光発電設備のため、給排水は発生しません。雨水は従来どおり自然浸透を基本とされますが、境界にはブロックを設置され、隣接する農地にはオーバーフローした場合を除き、雨水等が流れ込まないように対処されます。

隣接の地権者には事前に説明もされています。万一被害等が生じた場合には責任を持って対処されるということです。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は「残高証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和元年12月31日までに完了予定ですので確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画として妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、太陽光発電設備のため、周囲の農地への日照、通風など、営農上への支障はないと思われます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

続いて、申請番号14・15について、猪口 推進委員 の報告をお願いします。

猪口推進委員

申請番号14・15について、猪口 が報告します。  
8月6日に、平山委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。  
どちらの案件も、隣接する土地の地権者には、あいさつと事業説明がしてあるということでした。

申請番号14は、県道玉名山鹿線沿いの佐川急便付近から、玉名市小田方面へ600mほど行った西側にある畑で、保全管理してありました。

西側と東側は畑ですが、太陽光発電設備の設置のため、周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。

申請番号１５は、鶯原の集落から、西へ２００mほど行ったところにある畑で、保安全管理してありました。

東側は畑ですが、太陽光発電設備の設置のため、周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。

審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ありがとうございました。

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第２号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

６番 石原

申請地の管理は、誰がどの程度されますか。高野区の太陽光発電設備は、「年４回、草刈りに来て、年いくらか支払います。」と、約束がしてあるそうです。

賃貸借契約が終わった後の太陽光設備の撤去のことを考えた方がいいと思います。契約終了後、そのままだと、撤去費用もかかるし、借受人が責任を持ってくださるのか。

議長 荒木

先月の常設審議委員会で、営農型の太陽光発電設備の案件がありました。高さがあるので、台風が来たときに飛ばされたりしないか。損害保険は無いだろうから、保証はどうなるか等の話がありました。

５番 有働

先月の案件は、買い上げだったですね。それから、契約が成立しなかった件の紹介ですが、２０年契約で、最初は反当り８万円の賃借料だったのが、だんだん下がって、反当り５万円の契約だったそうです。契約が終わった後は、誰が太陽光発電設備を撤去するのか、業者に聞いたところ、担当者が、「私はそこまでは聞いていません。」と答えたので、契約しなかったそうです。

今回の案件も、契約書に書いてないなら、業者が撤去する義務はないですね。

議長 荒木

契約に対しては、農業委員会が関知することではないですけどね。

５番 有働

後の処理は、本人同士の契約なので、農業委員会が入ることではないですね。

６番 石原

でも、借受人に確認だけでもしてもらってから、契約してもらわないとですね。

石原推進委員

私が知っている件は、売買ですが、草刈りには、ずっと来られています。そして、畦畔には防草シートをしてあります。この前、その防草シートが破けたので、補修をさせたこともあります。

５番 有働

賃貸が、一番いけないですね。業者が、逃げても、倒産しても、どうすることもできないですね。

上妻推進委員

今回の案件は、借人が大手の企業なので大丈夫じゃないですか。

事務局 松尾

長らくお待たせしました。事業計画に、「太陽光発電設備の完成後は、防草シート等により、粉塵等による付近の宅地等への防止を致します。」と書いてあります。非常に申し訳ありませんが、契約書は支所に置いていますので、帰庁してから、確認をさせていただいて、来月、報告させていただきます。

議長 荒木

今からは、契約終了後の撤去の方法も、譲渡人に確認をして、自己責任になることを言っといたほうがいいと思います。

|        |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 松尾 | 今後、受付をする時に、譲渡人・譲受人等へ確認をしていきます。                                                                                                                                                                                                                   |
| 議長 荒木  | 他に質問等はありませんか。                                                                                                                                                                                                                                    |
|        | ——— 異議なしの声 ———                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議長 荒木  | 無いようですので、採決をします。<br>議案第2号にいて、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。                                                                                                                                                                                    |
|        | ——— 全員挙手 ———                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議長 荒木  | ありがとうございました。<br>議案第2号は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付します。                                                                                                                                                                                              |
|        | 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」を、議題とします。<br>この件につきまして、事務局の説明をお願いします。                                                                                                                                                                          |
| 事務局 西川 | 議案第3号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」です。                                                                                                                                                                                                               |
|        | 各申請の「経営面積」・「利用内容・賃借料・期間・区分・備考」については、総会資料のとおりですので、ご覧ください。<br>「申請番号・土地の所在等・貸人・借人」のみ、読み上げます。<br>借人・貸人の敬称は、略します。                                                                                                                                     |
|        | ——— 事務局が、申請番号 143～147 について説明 ———                                                                                                                                                                                                                 |
|        | 以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしているものと考えます。<br>以上です。よろしくお願いします。                                                                                                                                                 |
| 議長 荒木  | ただ今、事務局から、議案第3号について説明がありました。<br>議案第3号 について、何か質問等がありましたら、お願いします。                                                                                                                                                                                  |
|        | ——— 「異議なし」の声 ———                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議長 荒木  | 無いようですので、採決をします。<br>議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。                                                                                                                                                                                   |
|        | ——— 全員挙手 ———                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議長 荒木  | ありがとうございました。<br>議案第3号については、原案のとおり決定しました。                                                                                                                                                                                                         |
| 事務局 松尾 | 続いて、「人・農地プランの実質化に向けた取組み強化について」の資料を、ご覧ください。この文書が、昨日、届きまして、8月までの報告期限でしたので、急遽、議題として上程するものです。<br>令和3年3月末までに、「実質化した人・農地プラン」の作成・見直しが、求められています。別添の「農業委員会農地利用最適化実践チーム設置要領」の第5条でチーム員は、農業委員会会長が、総会に諮って指名する。また、第6条で、リーダーとサブリーダーを、互選するとなっていますので、実践チーム員とリーダーと |

サブリーダーの選出を協議していただきたく提案します。

議長 荒木

今、私達の十町地区で、営農組織を立ち上げようかと話し合いを始めています。昨日も話し合いをしました。7月から、毎月、寄るようにしています。研修にも、先月も行ったし、今月も行くようにしています。

三加和地区ですと、上板楠・平野・岩・板楠小原地区の営農組織が立ち上がっています。人・農地プランを、その地区ごとに見直すように、農林振興課へ言っていると思っています。

校区ごとに農業委員、地区ごとの推進委員で、活動していけたらと思いますので、よろしくお願いします。

——— 会長と事務局長、打合せ ———

事務局 松尾

今、会長と打合せをしまして、校区ごとに農業委員さんがいらっしゃいますので、校区をチームと設定して、チームの中立委員・女性委員・農協推進委員を除き、農業委員さんにリーダーになっていただき、担当地区ごとに推進委員さんに、サブリーダーになっていただきたいと思います。

議長 荒木

中立委員・女性委員・農協推進委員は、サブとして色んな面で協力していただきたいと思います。今から、どうなっていくのか分かりませんが、校区の農業委員さんは校区のリーダーとして、地区の推進委員さんは、地区のリーダーとして頑張っていると思います。よろしくお願いします。

——— 「異議」の声なし ———

事務局 松尾

申し遅れましたが、リーダー・サブリーダーの任期は、現在の委員さんと同じ任期となります。

事務局 松尾

荒木会長には、議長を務めていただき、どうもありがとうございました。

事務局 松尾

## 6 報告

6ページを、ご覧ください。

報告第1号 「許可不要転用届」が、1件です。  
蜻浦のN T Tの携帯電話の電波塔（アンテナ）です。

事務局 庄山

7ページを、ご覧ください。

事務局 松尾

報告第2号「農地改良届」が、1件です。  
追加 報告案件として、別紙をご覧ください。

報告第3号「農地・非農地の判定について」です。

登記地目上「農地」であっても、現況が、既に雑木林など、「農地」として利用することが見込まれない「農地」については、現地を確認のうえ、「農地」に該当しない判断をすることとなっています。地目変更登記についても、農業委員会事務局で、無料で登記できることとなっています。

今回は、事務局で、本人の申請に基づいて、まずもって判断させていただきました。

議長 荒木

申請は、いつされましたか。

事務局 松尾

7月中です。

議長 荒木

非農地判定については、農業委員会で、非農地判断をしてほしいと言われても、なかなか難しい点がありますので、区長便や広報誌で、農業委員会で無料で登記ができる旨の通知をして、本人が申請するのがいいと思いました。

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 松尾 | <p>ひとつ注意していただきたいのが、植林した杉山等については、4条の無断転用になります。「30年前に、親父が杉ば植えたもんな。」と言われたらダメです。</p> <p>自然に雑木林になってしまった場合とかです。</p> <p>先日、福永推進委員さんから、筍山の相談がありました。筍は、肥培管理をして、収穫後に出荷をするので、筍畑になります。</p> <p>「なんでんかんでん山になっとるとは、農業委員会でタダで登記してやらすげない。」ではありませんので、ご注意ください。</p> <p>何か相談を受けられましたら、事務局へご連絡をお願いします。</p> |
| 事務局 松尾 | <p>7 その他（連絡事項）</p> <p>事務局から、事務連絡。</p>                                                                                                                                                                                                                                                |
| 事務局 庄山 | <p>農地利用状況調査・意向調査の説明。</p>                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 事務局 松尾 | <p>8 閉会</p> <p>ご起立をお願いします。これもちまして、令和元年8月 和水町農業委員会総会を、閉会します。お疲れ様でした。</p>                                                                                                                                                                                                              |



会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 2 番 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 4 番 \_\_\_\_\_

会議録調製者 松尾 修  
本誌（表紙除く） 9 頁